

令和4年1月26日

保護者の皆様へ

神戸市

園にて陽性者が確認された場合の取扱いの変更及び家庭保育のお願い

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急増に伴い、本市におけるPCR検査業務が逼迫していることから、当面の間、よりリスクの高い対象者への検査を確実に実施するため、検査対象者が限定されることとなりました。

そのため、令和4年1月19日付通知にてお知らせした標記の件について、下記のとおり取扱いを変更します。

あわせて、園内における感染リスクをできるだけ抑えるため、保護者の方のご判断において、登園を控えることが可能な場合には、ご協力いただける範囲で、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

保護者の皆様には、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしく申し上げます。

なお、この取扱いは、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

1. 園にて陽性者が確認された場合の取扱い

未就学児は、常時適正な方法でマスクを着用することが難しいこと等を踏まえ、感染拡大が続いている当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

○陽性者と同じクラスの園児は、原則、陽性者との最終接触日の翌日から10日間の登園自粛をお願いします。

○これまで実施していた園児へのPCR検査は、当面の間実施しません。

※上記を原則としますが、保育の実施状況等によってはこの通りにはならないことがありますので、園の指示に従ってください。

2. 家庭保育のお願い

(1) 対象期間

令和4年1月27日（木）～2月20日（日）

(2) 保育料（0～2歳児クラス）の取扱い

上記期間中、家庭保育にご協力いただき1日でも欠席される場合は、欠席日数分の保育料を日割りで減額します。保育料の還付については、後日、神戸市または通われている施設よりあらためてお知らせします。

なお、神戸市から通われている施設へ登園状況を確認し、保育料の減額を行いますので、保護者の方から神戸市への特別な手続きは不要です。